

令和3年度 第9回江津市農業委員会総会

日時：令和3年12月20日(月) 午前9時30分～

場所：パレットごうつ2階（会議研修室1）

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

第3 報告 第2号 農地の使用目的変更届出について

第4 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案 第3号 非農地証明について

第7 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

意見 第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

第8 その他

○出席農業委員（11名）

1番 佐々木英夫 2番 山田博 3番 山本秀彦 4番 藤井孝子
5番 柳原良雄 6番 和田幸子 7番 大村理之 8番 二本木俊二
9番 田代和秋 10番 深野政勝 11番 原田和徳

○出席推進委員（10名）

盆子原 温、井上清澄、崎谷靖徳、野田英夫、河村博幸
佐々木建也、湯浅憲昭、仲津和法、壺岐和功、野村耕平

○出席した事務局職員 事務局長 佐々木久 参事 藤田佳久 次長 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 それでは、ご案内の時刻になりましたので、ただ今から令和3年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。それでは、会長にあいさつの後、議事進行をよろしくお願いいたします。

会長 おはようございます。早いもので、今日は令和3年最後の総会です。今年は

色々まだコロナも収まらない状況でありますけれども、そんな中で農地利用状況調査あるいは人農地プラン等々について、ご協力ありがとうございます。来年も引き続いて、よろしく願いいたします。それでは、ただ今から、令和3年度、第9回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、階本推進委員から欠席の報告がありました。なお、出席委員は過半数以上でありますので本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解いただきましたので、10番 深野委員、11番 原田委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしく願いいたします。

農地法 第18条第6項

《 後地町 》

会 長 日程第2、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第1号です。農地法第18条第6項の規定による届出です。土地の所在は後地町●●●番、登記簿現況ともに田、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿現況ともに田、面積は●●●㎡です。都治町●●●番、登記簿現況ともに田、面積は●●●㎡です。賃貸人は亡●●●●代表相続人、●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。賃借人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。解約届出日は令和3年11月30日で、土地引渡時期は令和3年12月31日、合意解約です。この件につきましては、後ほど、集積計画で出てきますけれども、●●●●さんが亡くなられたので改めて●●●●さんと契約とのことで解約の申請が出ています。以上です。

会 長 ただ今、事務局より報告がありましたが、この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。報告のとおり農地法第18条第6項の規定による届出については、ご了承願います。

《 後地町 》

会 長 次に日程第 3、報告第 2 号「農地の使用目的変更届出について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告第 2 号です。農地の使用目的変更届出になります。土地の所在は後地町 ●●●番、登記簿現況ともに田で面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。変更届出者も同じく●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。変更事由としましては、湧水等及び排水系統の不良により地質が軟弱である為、田としての耕作が不可能であるので、土砂を搬入し農地の嵩上げを行い、花木を植樹、栽培するという事で、以前から土砂を搬入ということですと継続実施しておりまして、今年で完成ということ申請が出ていたのですが、再度工事期間の延長ということ、改めて提出がありました。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図の 1 ページをご覧ください。18 日に現地を見させてもらいました。国道 9 号線沿い、道の駅サンピコ江津から下った尾浜の交差点、江津東小学校があるのですが、その交差点から●●●m程、●●●に進んだ場所で、●●●や●●●の手前の農地です。これは去年の同じ頃に、申請が同じように出ておりまして、工事の延長ということ、現状は変わらず、周辺の隣なども休耕田となっており、周辺は草刈り等の管理をされています。引き続きの工事ということで、特に問題は無いと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等はないようであります。報告のとおり農地の使用目的変更届出については、ご了承願います。

《 黒松町 》

会 長 次に日程第 4、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の

1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の柳原委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請です。番号 1 番、土地の所在は黒松町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。対価は 10a あたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、柳原委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5 番委員 それでは位置図の 2 ページをご覧ください。位置ですが、黒松海水浴場付近から線路沿いに約●●●m くらい入り、●●●の近くになります。ここは線路法面の下でして、●●●●さんは●●●●という表示がありますが、その家の方です。その家と共に土地を購入するというので、お話を聞きました。この畑ですが、現在は柿とミカンが植えてあります。草も適切に刈ってあります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 浅利町 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 2 番です。土地の所在は浅利町●●●番、登記簿現況ともに畑、面積は●●●㎡です。浅利町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。これは 3 条の使用貸借ということで提出されております。貸付人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。借受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●

番地です。経営面積の拡張ということでございます。対価は無償です。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 位置図の 3 ページをご覧ください。上の方に国道 9 号線がありますが、あさり市場の手前を県道大田井田江津線に入りまして、交差点を東に約●●●m進みまして、右折をして更に●●●mほど入った所にあるのですけれど、この申請地の右側に●●●●とあるのですが、この方がこの辺りの農地を管理しておられます。実際にこの申請地付近も耕作をしたり保全管理をされていました。近辺はもともとが牧草地だったのですが、この農地を●●●●さんが借りて野菜を耕作しておられました。このたび、●●●さんが高齢になりましたので、手続きが出来るうちに整理をしたり譲りたいということで申請が出ております。問題は無いと思いますので、よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に、議案第 1 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 3 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 3 番です。土地の所在は桜江町谷住郷●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。桜江町谷住郷●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。桜江町谷住郷●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。桜江町谷住郷●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。これは 3 条の所有権移転です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●桜江町●●●番地です。経営面積の拡張ということです。対価は 10a あたり●

●●千円です。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

3 番委員 はい、説明をいたします。譲渡人の●●●さんはこちらに在住ではありません。以前は譲受人の●●●さんとは近所であったため、●●●さんが年を取って田舎には家も無いし、無償譲渡するから作って欲しいと言われていたそうですが、●●●さんは無償では困るということで有償移転になったそうです。場所の方は4ページをご覧ください。江津から国道261号線を進んで、桜江大橋の手前の三差路を左折します。主要地方道大田桜江線を入りまして、最初の十字路を●●●しまして少し進んだ所に●●●番があります。ここは畑になっています。続きまして、大田桜江線をずっと進んで行きまして、変則的な四差路がありますが、そこを●●●します。この道は大田桜江線の●●●で、これをずっと下りまして、●●●●の隣に●●●番があります。今は稲が植えてあります。続きまして、その道路をずっと下りまして、小さい十字路を●●●に入りますと●●●へ●●●。●●●という地名の所をずっと上がりまして、中腹辺りに一軒家があります。一軒家は空き家です。空き家の周りは親戚の方が田作して、刈った跡がありました。えごま等を植栽していたのではないかと思います。空き家の右が住居で左が納屋です。電気牧柵の中を通りまして進みますと、桑の木のようなものが5、6本植わっていました。今は枯れていますが、きれいに草が刈ってありました。その向こう側は竹藪になっていて、左の奥の方はヒノキ林になっています。この大きな桑の木が生えて草がきれいに刈ってある場所が●●●番です。それから次のページ、5ページになります。これは261号線の江の川の桜江大橋を過ぎて、川本方面に●●●mくらい行った所です。竹藪がありまして、竹藪の下手の方は耕作しております。申請地の下手方はお茶が植えてあったり、野菜が植えてありましたけれど、他の箇所は竹藪で最近では構ったことは無いようです。昔は茶畑だったようで、付近にお茶が植わっていきまして、猪の防護柵がしてあり、その跡がありましたけれど、今は管理がされていなくて、竹藪で上は覆われておりました。そのような現状であります。そこが●●●番です。以上です。

会 長 ただ今、説明及び調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第3条第1項の規定による許可申請の3については、可決されました。

農地法 第5条

《 都野津町 》

会 長 次に日程第5、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請でございます。番号は1番です。土地の所在は都野津町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●●市●●●町●●●番です。譲受人は●●●●さん、●●●郡●●●町●●●です。転用目的は宅地拡張です。対価は10aあたり●●●千円です。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

10番委員 位置図は6ページをご覧ください。左側に上から下に国道9号線が通っていますが、交差点がありまして左に行きますと都野津の駅になります。この交差点を右下に進んで行きますと、二宮町から跡市町へ抜ける道となります。この交差点から●●●の交差点を●●●しまして、約●●●mくらい行った所です。宅地の拡張ということでありまして、現在も耕作された跡はありません。きれいに整地して車でも置けるような、何でも利用出来るような状態でした。街中で近隣は家も非常に建っている場所で、他の農地に影響を与えるようなことはありませんので、問題は無いと思います。以上です。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

《 都野津町 》

会 長 次に、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の深野委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは 2 番です。土地の所在は都野津町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。譲受人は●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。転用目的は個人住宅でございます。対価は 10a あたり●●●千円です。工期は許可の日から令和 4 年 11 月 30 日となっております。以上です。

会 長 それでは、深野委員から調査結果の報告をお願いします。

10 番委員 位置図は 7 ページをご覧ください。右上の角から左下に道路が走っていますが、これが国道 9 号線で●●●交差点があります。この交差点を左側、●●●方向に走って行きますと、JR 山陰本線が通ってしましてアンダーパスになっていまして、道路が下を通るようになっています。そこを過ぎた●●●に位置します。周りもほとんど全部が宅地化されてきていますので、特に問題は無いと思いますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、何かご質問等はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の 2 については、可決されました。

非農地証明

《 後地町 》

会 長 次に日程第 6、議案第 3 号「非農地証明について」ですが、この非農地証明

につきましては、所有者が同一であり 1 から 6 について一括議題といたしますので、よろしくお願いたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員と河村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第 3 号、非農地証明でございます。先ほど言われましたように、1 番から 6 番まで一括で説明させていただきます。1 番、農地の所在は後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。次に 2 番、後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。次に 3 番、後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。次のページですが 4 番、後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。次に 5 番、後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。次に 6 番、後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は畑で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は田で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は田で現況は原野、面積は●●●㎡です。後地町●●●番、登記簿は田で現況は原野、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●県●●●市●●●町●●●番地です。非農地証明の目的としましては、登記地目が農地であるため、現況に合わせて登記を見直す為ということで証明を求めています。以上です。

会 長 それでは、担当委員の藤井委員及び河村推進委員より調査結果の報告をお願いしたいと思います。それでは藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 まず、位置図の 8 ページをご覧ください。17 日に全部を河村推進委員と見て回りました。1 番についてですが、位置図の左下にマルシェあさり市場がありますが、ここから 9 号線沿いに東に●●●mほど進んだ所、●●●団地の●●●●にあります。ここは草刈りもしていないような状況で雑木が生えて、この耕作は難しいという状況です。次に 2 番ですが、左下の●●●から入りまして

JRをまたぎ、正面に●●●がありますが右折して●●●mくらい行った所、以前はこの一角全体が農地であっただろうと思われるのですが、全体的に荒れております。その奥になります。当然荒れ地になっております。次に3番は、この角を更に下に下る形で南に●●●mほど行った所に、地図上は道がありますが、ここはもう通れない状況になってしまっていて道が無い状況なので、先ほどの1番の申請地の辺りから、道路沿いから覗くような形で見させてもらいました。もう山林のような原野というような状態になっています。3番は4ヶ所ありますけれど、いずれもそういう状況です。引き続きまして、4番と5番は次の9ページになります。斜めに9号線が走っていますけれども、1番の農地の所から更に●●●mほど東に進んだ●●●●の農地です。周辺には作っている所もありますが、この辺りは雑木が生えておりました、ここもやはり原野になっています。次に道を挟んで反対側の農地ですが、これは前のページに載っています、上の方に●●●●がありますが、ここから海岸の方向に向かって●●●mほど進むと丁度この左上の四差路に当たります。ここから●●●に向かって下って●●●mほどの所に5番の農地があります。こちらと同じように手付かずで荒廃地となっております。それぞれに写真が付いておりました。どこも似たような感じの雑木が生えていて、長い間、管理がされていないような感じということで確認しました。次に10ページですが、●●●の交差点が右下に見えますが、こちらから入りまして、海岸に向かって約●●●mくらい進んだ●●●の農地になります。写真で見ても分かってもらえるように、これが農地かというような、写真で言うと7ページになるのですが、小高い丘の斜面という感じの土地で農地とは思えないような状態です。ここも管理が全くされておらず、一見きれいに見えますが、耕作が出来るような場所では無かったです。以上です。

会 長 続いて、河村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

河村推進委員 藤井委員と現地の確認をいたしました。その中で非農地証明の申請地がたくさんございまして、車で移動しながら農地の確認をした状況でありました。この写真を見ても分かりますように、ほとんど雑木林です。耕作も何十年もしていないような状況ですので、1m以上の草木が生えております。これは、ほとんど農地として見る事が出来ないと思います。以上です。

会 長 　ただ今、1 から 6 について説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、1 から 6 について一括で採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の 1 から 6 については、証明することに決しました。

《 跡市町 》

会 長 　次に、議案第 3 号「非農地証明の 7 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の和田委員並びに野田推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局からの説明をお願いいたします。

事務局 　それでは 7 番です。農地の所在は跡市町●●●番、登記簿は畑で現況が山林、面積は●●●㎡です。所有者は●●●●さん、●●●県●●●市●●●番です。非農地の事由としましては、昭和年月日不詳ですが、自然に増えた雑木などの繁茂により山林化ということでの非農地申請になります。以上です。

会 長 　それでは、和田委員から調査結果の報告をお願いします。

6 番委員 　位置図の 11 ページをご覧ください。場所は上の方に県道跡市波子停車場線と皆井田江津線の境と言いますか、ちょうど中央に交差点がありまして、そこから下の方へ●●●を渡って、●●●に進み、すぐに●●●へ曲がって奥へと進みまして斜線部分の箇所がありますが、そこが申請地です。申請地の所までは行けませんでした。9 日に野田推進委員と現地確認に行いました。非農地証明 7 の写真を見て頂くと分かるように、木が繁茂しておりまして、近隣の方にも聞き取りをさせて頂きましたが、長年構った様子も無くこのような山林の状態になっておりました。非農地証明でのご審議をよろしくをお願いいたします。

会 長 　それでは続いて、野田推進委員から調査結果の報告をお願いします。

野田推進委員 　和田委員と一緒に現地調査に参りました。和田委員から報告があったとおり、完全に山林化した状態になっておりましたので、非農地として承認を頂ければと思いますのでよろしくをお願いいたします。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問は

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決すること
に賛成の方の挙手をお願いいたします。

[挙手全員]

会 長 挙手全員と認めます。よって、非農地証明の7については、証明することに
決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第7、意見第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用
集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明を
お願いいたします。

事務局 それでは、意見第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認でございます。1ページ目に集計表がございます。内容は2ページ目
からご覧下さい。一括方式というのは、農業振興公社が間に入って地権者から
借りて、耕作者に貸し出しをするという契約を一度に行うというものでござい
ます。番号1番、農地の所在は後地町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡で
す。後地町●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。都治町●●●番、地目
は田、面積は●●●㎡です。これは前述の18条で契約解除の農地の借替でござ
います。利用権設定をする者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。
利用権設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。賃借
料は10aあたり●●●円です。次に2番です。農地の所在は松川町太田●●
●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、
江津市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、江津市●
●●町●●●番地です。これは使用貸借でございます。次に3番です。農地の
所在は松川町太田●●●番、地目は田、面積は●●●㎡です。利用権設定をす
る者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者
が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。使用貸借でございます。次のペ
ージをご覧下さい。4番です。農地の所在は松川町市村●●●番、地目は田、
面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、江津市●●●町●
●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地

です。使用貸借でございます。いずれも、貸借期間は10年で、令和4年1月1日から令和13年12月31日までとなっております。4ページ以降は地図等が付いております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第1号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（一括方式）」については、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

会 長 　次に、意見第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは意見第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてです。1ページ目には集計表が付いております。2ページ目から説明させていただきます。番号1番、農地の所在は後地町●●●番、これはAと書いてありますが、下の段のBと表記があります。同じ区画の土地なのですが、使用区画を区切ってAとBに記述しております。登記簿現況ともに畑、面積は●●●㎡と●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。利用目的は農業用施設でございます。10aあたりの賃借料は●●●円です。次に2番です。農地の所在は後地町●●●番、地目は畑、面積は●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。利用目的は農業用施設です。10aあたりの賃借料は●●●円です。次に3番です。農地の所在は桜江町今田●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権設定

を受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は10年、10aあたりの賃借料は●●●円です。1枚めくって頂いて4番です。農地の所在は二宮町神主●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●、江津市●●●町●●●番地です。利用目的は農業用施設で、期間は10年、10aあたりの賃借料は●●●円です。次に5番です。農地の所在は金田町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。金田町●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は3年、これは使用貸借でございます。次に6番です。農地の所在は波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。波積町本郷●●●番、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定をする者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用権設定を受ける者が●●●●さん、江津市●●●町●●●番地です。利用目的は田で、期間は5年、賃借料は10aあたり●●●円でございます。次のページからは、地図等が付いております。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、何かご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（通常分）」については、承認されたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 　次に日程第8、その他について、事務局から総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 　特にございません。

会 長 その他について、皆さんの方から何かございますか。

10 番委員 はい。

会 長 はい、どうぞ。

10 番委員 農業者年金の書類を配られましたが、これについては。

事務局 その他、事務連絡等で説明させていただきます。

10 番委員 分かりました。

会 長 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 それでは、事務連絡等につきましては総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、第9回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は1月21日の金曜日、江津総合市民センターで予定しておりますので、お間違えの無いようよろしくお願いいたします。

[閉会 午前10時30分]

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員